

有料老人ホーム事業変更届手続き一覧

1、介護付有料老人ホームの場合

変更事項		手 続 き 方 法		
		I	II	III
		市事前 相談	入居者 説明	事業変更届の提出方法 添 付 書 類
①	設置者に係る事項 (代表者、商号、住所、役員)	—	—	変更後10日以内に老人福祉法に係る変更届及び介護保険法に係る変更届を提出 老：商業登記簿謄本、定款、履歴書等 介：商業登記簿謄本、役員名簿、誓約書
②	定員、施設類型、介護保険類型	必要	必要	変更後10日以内に老人福祉法に係る変更届及び介護保険法（施設類型を除く）に係る変更届を提出 老：変更理由書、運営懇談会開催状況報告書、変更後書類（重説等） 介：運営規程、勤務表、資格者証、写真、図面
③	居住の権利形態、入居時要件、職員体制等	必要	必要	変更後1月以内に老人福祉法に係る変更届を提出 老：変更理由書、運営懇談会開催状況報告書、変更後書類（重説等）
④	施設管理者	—	—	変更前に介護保険法に係る変更届を提出し、変更後1月以内に老人福祉法に係る変更届を提出 老：経歴書、資格証 介：経歴書、誓約書
⑤	介護サービス責任者	—	—	変更後1月以内に老人福祉法に係る変更届を提出 老：経歴書、資格証
⑥	施設及びその敷地の権利関係	必要	必要	変更後1月以内に老人福祉法に係る変更届を提出 老：変更理由書、変更後の登記簿謄本、売買契約書、建物賃貸借契約書、運営懇談会開催状況報告書、変更後書類（重説等）
⑦	建物の構造、設備、居室数、レイアウト	必要	必要	変更後10日以内に老人福祉法に係る変更届及び介護保険法に係る変更届を提出 老：変更理由書、新旧の平面図、運営懇談会開催状況報告書、変更後書類（重説等）等 介：図面、写真
⑧	利用料及びそれに係る事項 (前払金、月額利用料等の費用、初期償却率、解約時返還、保全措置、損害賠償内容等)	必要	必要	変更後10日以内に老人福祉法に係る変更届及び介護保険法に係る変更届を提出 老：変更理由書、新旧対照表、契約書、運営懇談会開催状況報告書、変更後書類（重説等）等 介：運営規程、料金表、積算根拠
⑨	管理規程及びそれに係る事項 (サービス内容、マニュアル、苦情処理体制、業務委託契約等)	必要	必要	変更後1月以内に老人福祉法に係る変更届を提出 老：変更理由書、新旧対照表、契約書、運営懇談会開催状況報告書、変更後書類（管理規程等）等
⑩	医療施設との連携内容	—	—	変更後10日以内に老人福祉法に係る変更届及び介護保険法に係る変更届を提出 老：協力医療機関契約書 介：協力医療機関契約書
⑪	計画作成担当者の変更	—	—	変更後10日以内に介護保険法に係る変更届を提出 介：経歴書、資格者証、勤務表
⑫	上記以外の変更事項	事前に市福祉基盤課に対応方法を相談		

※1 太字下線ありの書類は、老人福祉法・介護保険法の両方の変更届に添付するものです。

※2 介護保険法の変更届については、市ホームページ「介護サービス事業者に係る申請書・届出書等（ページ番号1011562）」もあわせてご確認ください。

2、住宅型・健康型有料老人ホームの場合

変更事項		手 続 き 方 法		
		I	II	III
		市事前 相談	入居者 説明	事業変更届の提出方法 添 付 書 類
①	設置者に係る事項 (代表者、商号、住所、役員)	—	—	変更後1月以内に老人福祉法に係る変更届を提出 商業登記簿謄本、定款、履歴書等
②	定員、施設類型、介護保険類型	必要	必要	変更後1月以内に老人福祉法に係る変更届を提出 変更理由書、運営懇談会開催状況報告書、変更後書類 (重説等)
③	居住の権利形態、入居時要件、職員体制等	必要	必要	変更後1月以内に老人福祉法に係る変更届を提出 変更理由書、運営懇談会開催状況報告書、変更後書類 (重説等)
④	施設管理者、介護サービス責任者	—	—	変更後1月以内に老人福祉法に係る変更届を提出 履歴書、資格証
⑤	施設及びその敷地の権利関係	必要	必要	変更後1月以内に老人福祉法に係る変更届を提出 変更理由書、変更後の登記簿謄本、売買契約書、建物 賃貸借契約書、運営懇談会開催状況報告書、変更後書 類(重説等)
⑥	建物の構造、設備、居室数、レイアウト	必要	必要	変更後1月以内に老人福祉法に係る変更届を提出 変更理由書、新旧の平面図、運営懇談会開催状況報告 書、変更後書類(重説等)等
⑦	利用料及びそれに係る事項 (前払金、月額利用料等の費用、初期償却率、解約時返還、 保全措置、損害賠償内容等)	必要	必要	変更後1月以内に老人福祉法に係る変更届を提出 変更理由書、新旧対照表、契約書、運営懇談会開催状 況報告書、変更後書類(重説等)等
⑧	管理規程及びそれに係る事項 (サービス内容、マニュアル、苦情処理 体制、業務委託契約等)	必要	必要	変更後1月以内に老人福祉法に係る変更届を提出 変更理由書、新旧対照表、契約書、運営懇談会開催状 況報告書、変更後書類(管理規程等)等
⑨	医療施設との連携内容	—	—	変更後1月以内に老人福祉法に係る変更届を提出 協力医療機関契約書
⑩	上記以外の変更事項	事前に市福祉基盤課に対応方法を相談		

※1 添付書類欄に「変更理由書類」とあるのは、届出事項を変更する理由を記載した書面のことであり、様式は問いません。

※2 重要事項説明書のうち、直近の事業収支決算額、入居状況、職員体制の変更については、要綱第14条に基づく「有料老人ホーム経営状況等報告書」の提出時(毎年7月31日)に報告すること。

有料老人ホームに係る事前協議書や設置届の提出にあたっては、返信用封筒の添付が必要です。新規施設の開設を計画されている場合にはご注意ください。